

〔投稿論文〕

戦後日本の帰化制度とナショナル・イメージ

——日本国籍取得者のライフストーリーの視点から——

佐々木 てる

はじめに

戦後日本において、帰化制度は在日コリアンの処遇政策、同化政策の一部とみなされてきた。日本政府にとっては、国籍を取得することは「日本人らしく振舞うこと」を前提としたものであり、在日コリアンにとっては「民族の誇り」を捨て去ることであったといえる。しかしながら、近年この構図は徐々に崩れてきている。例えば1980年代を通じて行われた民族名をめぐる裁判以来、行政指導という名のもとで行われていた日本的氏名への強制的な変更はなくなっている。また在日コリアンの側では、そもそも「帰化」はタブー視されていたが、近年では一部の人ではあるが「権利としての国籍」を求め簡易帰化制度の早期実現をはかる運動が開始されている^①。

また帰化制度の対象が必ずしも在日コリアンに特化したものではなくってきているのも事実である。1980年代後半、労働目的で来日した、華僑、日系人、フィリピン人等の新来外国人（ニューカマー）の定住化傾向が強まった結果、今後の国籍取得者の中心となるのは、華僑を中心とした新来外国人になっていくことが予想されている。いまや日本の行政にとって帰化制度の中心課題は、「在日コリアンをいかに日本に同化させるか」という問題から、「新しい国民の規準どのように設定するか」という問題に変化している。現在、帰化制度に関する新しい法案が棚上げにされているのは、国民の選定方針の変更という、まさに国民国家の根幹にかかわる問題であるからだといえる。

本稿はこのような歴史的、現在の状況をふまえた上で、現行の帰化制度を批判的に検討することを目的としている。ただし、本稿は帰化制度の具体的な規定を細かく検討していくことを目的としていない。というのも具体的な法制度の分析は、主に法（社会）学の分野で、各国の国籍法の比較も含め詳細に扱われているからである^②。本稿では日本国籍を取得した人のライフストーリーの分析を通じて、帰化制度を検討していくことにする。

手順としては、まず帰化制度の背景にある「日本人」イメージを、先行研究から簡単にまとめておく。また1960年～1970年代に国籍を取得した人の持つ「日本人」イメージをあわせて提示しておく。これらの作業から浮かびあがる「日本人」イメージはいわば、帰化行政の中で設定されてきた典型的な「日本人」イメージといえる。論点を先取りするなら

ば、戦後日本の帰化制度をめぐる言説から明らかになる「日本人」イメージは、単一民族神話を反映したものだといえる。もちろんそのイメージは時代を追うごとに徐々に変化しているが、その変容に関しては別項で扱っている [佐々木, 2004]。本稿ではそれらのイメージを、近年国籍を取得した人の事例と比較していくことが中心の課題になる。このような作業を通じて、現在の帰化制度が持つ限界、つまり制度と現実のズレを明らかにしていくことにする。

1 国籍取得と「日本人」イメージ

1.1 帰化制度にみる「日本人」イメージ

まず戦後日本の帰化制度は、すでに指摘されているが閉鎖的なイメージがある。例えば、金の『在日朝鮮人の帰化』においては、1950年代から1970年代の帰化に関する政府資料が詳しく検討されており、帰化制度の閉鎖的な性格を明らかにしている。その著書の冒頭において、帰化制度は形式上は国籍処理事務に過ぎないが、実質的には出入国管理行政とともに日本の外国人＝「在日朝鮮人」の処遇政策の一環をなすものとしている [金, 1990:3]。そして政府刊行物などの分析から、当時の帰化制度の性格が「帰国」か「同化 (=帰化)」かの構図になっていることをしめしている。その理由として日本政府が将来的に少数民族問題を回避するために、在日コリアンが日本人とわからない状態になるか、帰国してほしいと考えていたことが指摘されている [金, 1990:107-154]。

このような分析から見えてくるのは、帰化制度の背景には「日本人」＝「日本民族」＝「日本国民 (国籍取得者)」という構図があったということである。例えば1975年、法務省民事局長であった稲葉が書いた文章は、日本の帰化制度の背景には単一民族国家としての認識が存在していたことをしめすものとして有名である。そこでは「日本人」とは単一民族であり「日本国民間には日本国民を一つの血縁集団として観念する傾向が強い」ため、他の民族には排他的であるとしている。そして、帰化によって新たな「日本人」が生まれるので、「外観上外国人あるいは帰化人と見られることは同化上の妨げとなる」から、民族意識の発露は日本国民に相応しくないと述べている [稲葉, 1975:13]。

在日コリアンの社会運動、反差別の文脈では、この発言は批判の中心になっている。しかし当時の行政の側からすれば、非常に単純にこうあってほしい、もしくはこうに違いないという一般日本国民を想定した発言と考えられる。

こういった行政の認識は、1980年代の国際化、および国内の社会運動 (少数民族運動) によって徐々に変化せざるをえなくなっていった。例えば国際人権規約 (1979) や難民条約 (1981) の批准に伴う、出入国管理及び難民認定法 (1982)、国籍法の改正 (1984)。さらには国内の在日コリアン権利要求運動が活発化した。人権観念の普及とともに、あから

さまな差別といったものが影を潜めてきたのも、1980年代からといえる。特に1984年の国籍法改正により両系血統主義が採用され、「日本人」という枠組みの中に在日コリアンと日本人との間に生まれた子供に自動的に日本国籍が保障されることとなった。また経過措置として20歳以下の子供には重国籍も認められることになった。つまり設定される「日本人」イメージの幅が広がったといえる。

戦後直後から1980年頃までの帰化制度の背景にある「日本人」のイメージは、「日本人」＝「日本民族」＝「日本国民（国籍保持者）」という、いわゆる単一民族思考であった。つまり「日本人」とは、国籍を保持しつつ、さらに「日本人」という民族意識のみを持っている人のみをイメージしていた。そのための帰化制度も、国籍を取得すると同時に「日本人（民族）」としての意識を持ち、自分の「民族意識（エスニシティ）」は抹消しなくてはならなかった。しかし1980年代に、徐々に認識が変化してきたと考えられる。特に、1990年代に入り「日本民族」＝「日本国民（国籍保持者）」という設定が困難であることが明白となっている。そのため行政の側も「日本人」イメージの中に、「華人」、「コリア系」「アイヌ」「沖縄」といったエスニック・アイデンティティを共存させている人も含めて考えているだろう。もちろんそれらは例外として考えられており、現在でも日本は単一民族国家であるという基本的な考え方は変わっていないともいえる。

1.2 日本国籍取得者の持つ「日本人」イメージ

さて帰化制度の背景にある「日本人」イメージは、政府・行政側からみれば単一民族国家を基本とした思考によって成立していることを指摘した。では、国籍を取得する側は「日本人」をどのようにイメージしていたのか。

よく知られているように、1990年代に入るまでは国籍取得者の中心は在日コリアンであった。そして特に1960年、70年頃は在日コリアン社会にとって日本国籍を取得することは、民族の裏切り行為であったとされている。例えば、1988年3月に実施された「在日朝鮮人の帰化を考えるシンポジウム」において、パネリストの朴炳閔は「そもそも帰化ということばについて、在日同胞社会では拒絶反応を示すのが一般的傾向」だと指摘している。そしてさらに「韓国サイドの居留民団、共和国サイドの朝総連ということに関係なく、ともに共通して抱く民族感情の一端ともいえます」として、在日コリアン社会全体の意識であることを述べている [在日朝鮮人社会・教育研究所, 1989:23]。

また、幼少の頃日本国籍を取得したが、成長する過程で自己の民族意識との葛藤に苦しみ、1970年に焼身自殺をはかった山村政明は次のように書き記している。

父母は苦心の末、この国の市民権を取得した。僕たちは法的には日本人になったのである。しかし、本質的な平等はたんに法によって保障されはしないのだ。

僕が九歳の少年でなかったら、国籍帰化を拒んだろう。父母は僕たち子供の将来、

進学、就職等の不利を免れるためにというが、ただそれのみで、自らの祖国を棄てることができたのだろうか？ [山村, 1971:23]

はっきり言えば、彼らにとってほくは、祖国を棄てた裏切りものなのだ。

日本人でもない。もはや朝鮮人でもない祖国喪失者……。 [山村, 1971:24-25]

このような記述から考えれば、当時の在日コリアンにとって、国籍と民族意識が不可分なものであったことは間違いない。つまり彼らにとって「日本人」とは、日本民族以外のなにものでもなかったのである。民族的にはコリアンで国籍は日本、この矛盾したアイデンティティのバランスに多くの人が苦しんできたし、現在も苦しんでいる人がいるのも事実である。このような状態に対する解決策の1つとして、日本国籍をもっている民族名を名乗るという選択をとった人々がいた。それが「民族名をとりもどす会」の運動であった。

この運動は日本国籍を取得し日本名を名乗っていた人が、法的に民族名を取り戻すというものであった。これは日本国籍保持者ではあるが、コリアン（朝鮮人）としてのアイデンティティを持つ人間として生きていくことが可能であることを、周囲に認知してもらうための運動でもあった。行政側としては民族意識の発露は好ましくないとの認識があったのはいうまでもない。そのため1983年、1984年、1985年と民族名をめぐる申し立ての裁判が行われたが、結局みな敗訴している。しかしながら朴実氏が1987年6月16日、裁判で勝訴し民族名の使用がはじめて認められたのを皮切りに、次々に民族名が認められるようになっていった。1985年から1987年の間に、行政もしくは司法の側にどのような認識の変化があったかは定かではない。このような運動の成果もあり、1990年代に入ってから是在日コリアンの社会においてもあまり帰化アレルギーの声は聞こえなくなっているようだ。例えば、国籍と民族の同一視することの危険性の指摘や [朴, 1999]、また国籍取得支持の主張 [鄭, 2001] など、その内実は多様になってきている。

このような経緯を見ていくと、多くの在日コリアンにとって、「日本人」とは「日本民族」のことを指し、国籍を持つことはその「日本民族」同化するという前提があると考えられる。その意味では行政側がもつ、「日本人」=「日本民族」=「日本国民（国籍保持者）」とい認識を共有していたといえる。民族名をとりもどす会の運動は、「日本民族」=「日本国民」という関係に一石を投じた運動として位置づけることができる。

さてこのように長い間（特に1990年以前は）、民族と国籍は不可分な状態であった。しかし近年では、このような認識にとらわれず国籍を取得している人々が増えているように感じられる。例えば、これから紹介する山森由紀子は、国籍上「日本人になる」とこととアイデンティティの上で「日本人である」ことはまったく別の問題として捉えている。彼女の事例は国籍取得者の中でも、非常に例外的なのかもしれない。実際、これからみていく

ように彼女は出自が複数ある「ハイブリッド」(本人いわく「混血」)の存在である。また彼女自身がみずからを華人ととらえているため、在日コリアンの事例と単純に比較することはできないだろう。しかしながら、近年の在日コリアンの若い世代も、「ハイブリッド」化が進んでいるのも事実であり、聞き取り調査では山森が持つ国籍観と同様の主張をする在日コリアンも存在していた。そういった意味では、1つの特殊な事例ではあるが、今後の帰化制度を考えるうえで様々な問題提起をしてくれる事例といえる。

2 日本国籍取得者の事例：山森由紀子(仮名)

2.1 生活史

山森由紀子⁹⁾は1972年、韓国のソウルで生まれる。結婚する前の家族構成は父、母、妹の4人家族であった。母方の祖父母は韓国で健在らしい。彼女のもとの国籍は「中国(台湾)」である。彼女が韓国で生まれたのは、やや複雑な状況がある。まず、彼女の祖父は中国山東省の出身であり、16歳の頃韓国に渡った。しかしながら1949年中華人民共和国が成立したため、本国へ帰ることができなくなった。祖父はそのまま韓国の中華民国大使館で勤め、韓国人の女性と結婚する。その後1943年に彼女の父が韓国で生まれた。彼女の父は高校卒業まで、韓国にある中華学院に通っていたらしい。そして韓国の女性と結婚し、由紀子が誕生した。彼女の父は、当時韓国において「中国人差別がひどかった」という理由で、日本で働くことを考えたい。最初は、観光ビザで日本に入国し仕事をみつけた。「中華材料を扱っている貿易会社」に採用され、招聘というかたちで1975年もしくは76年来日したらしい。その後2～3年してから家族を呼び寄せ、横浜の中華街に住むことになった。

彼女の記憶では、「小学校にあがる1年ぐらい前に日本にきた」という。韓国にいた時の思い出はあるが、「うろ覚え」らしい。家では、母親が韓国語しか話せなかったため、韓国語で会話していた。そのため、小学校(横浜中華学院)に通うことになったものの、中国語がまったくわからなかったという。

先生達はみな標準語という中国語を話して、学校の中でも中国語を話していた。学校に入った当時は、全然わからなかった。名前呼ばれてもわからなかった。すごく、記憶が鮮明で、入学式があって、入学セットがあった。台湾から送られるバックがあるんですよ。海外にいる華僑の人たちの子どもたちに、入学の際に必要なものを送られるんですけど、1人ずつ呼ばれていくんですけど、私も私の母も私が呼ばれていることが知らなくて、前にでて、先生がなんかいったんですけど、全然わかんなかった。

中華学院に通ったのは、父親の方針であった。母親は学費の面から日本の学校に入れたかったらしい。しかし父親が「おまえ達は中国人だから、中国語ができないとだめだ。母国語ができないと、はずかしいから」と主張したため、日本の学校には通わなかった。

彼女は中学校2年まで横浜中華学院に通ったが、日本の公立中学に転校することになる。自宅およびラーメン店は横浜中華街ではなく、やや離れた場所にあったのでその地元の中学校にかよった。本名（民族名）で通っていたためにいじめにあったという。

中学転校した当時はひどいいじめだった。周りとのけんかは慣れてたんで。体操着かくしちゃうとか、焼いちゃうとか、うわばきかくしちゃうとか。はっきり、わかるわけですよ。その人呼んで、はっきり問いただしたら、中学3年からはなくなりました。やっぱりその、いじめの対象になる人に問題がある場合と、いじめめる人に問題がある場合がありますよね。外人だからとか、変な名前だからとか。だから、外人だからってひるまないことですね。

その後、中学、高校を卒業、さらに浪人時代を経て、大学に入学する。大学での専攻は中国文学科の中国語科であった。中国語科を選んだのは、中国についての知識も、日本についての知識も中途半端で「常になんか足りない」と感じていたからであった。ただ大学にいてもその悩みは解決されなかったようだ。

でも大学行ってもあんまりかわらなかった。大学に行って少しは解決できるかと思ったんですけど。むしろなんか、よっぽど混乱しちゃうって感じですね。いまだになんか、やっぱりどっかそういう所では、自信がないというか。

大学卒業後は、外務省関連の職につき2年ほど台湾で働いた。そこで今の夫と出会い、結婚する。現在夫は仕事のため台湾に住んでおり、彼女は3歳になる娘と2人で日本に住んでいる。また彼女は友人の兄が経営する、貿易関係の会社で働いている。

2.2 語りにみる自己認識

1) 華人、華僑⁴⁾としての認識

すでに生活史において明らかなように、山森由紀子のルーツは複雑である。父親は中国（大陸）をルーツに持ち、韓国で生まれ育った。母親および祖母は韓国人である。彼女自身も韓国で生まれたが、国籍（パスポート）は「中国（台湾）」であり、これまでの人生の大半を日本で過ごしている。つまり中国、台湾、韓国、日本という要素が様々に混じっている。彼女自身、自己認識は年齢とともに「微妙に変わってきている」と述べる。その一番の理由として環境をあげている。

スタートは中国人。ただ生まれた時の環境っていうのは、韓国人だったんですよ。その当時うちのおばあちゃんが、うちの父が中国人だっていうことを隠してたんですよ。それは、なぜかという、韓国で当時中国人というのはかなり差別を受けていた。で差別を受けていた原因というのは、当時、中国から渡ってきた人たちっていうのは、ほとんど、文盲だったから。中国人っていうと、一般的な観念でいうとレベルが低い。お金があってもレベルが低いってイメージが強かったんで、父が中国人だってことは周りに黙っていた。私はおばあちゃんの家で育ってんで、あの、私は韓国人ってことでした。

日本の学校に転校した時には、自分は中国人だと、あらためて思った。[けれども]「中国人です、けど……」って後が続きそうなんです。後が続く理由というのは、やっぱり混血だったし、育ったのがまた中国ではないんで。だからまず「華僑です」っていうのが一番こう楽になるし。「華僑です」って言って、母が韓国人ですっていえば、こうある程度自分の紹介になる。日本人の人にも、中国人ですっていうのと、華僑ですっていったら、「この人は同じ中国人だけど、海外で育てるのかしら」とか。だから「中国では今は何がはやってるのですか」という話は聞かれないからね。便利な言葉ですね。

2) 混血として生きる

彼女は「中国人」「華僑」であるとともに、「混血」という自己認識をもっている。彼女にとって「混血」とは、単に韓国人と中国人のダブルという意味以上に、環境や文化的なものを含んでいる。その考え方が徐々に固まってきたのが、大学時代の経験からである。

大学の時は考えた方が変わりましたね。それは大学に入って、私のまわりに混血の子が多かった。中学、高校っていうのはそういう友達があんまりいなかったんですけど、大学に入ったら、あの、たとえば、純粋に日本で育った日本の友達と、うちの学部ではそういう子が多かったんですけど、話があわなかった。育った環境が違うというのもあって、いろんな意味で話がなんかあわなかったんですね。それで自分が文学部の中国語学科にいたんですけど、同じ大学の国際学部があったんですね。国際学部の友達が偶然できて、その友達を経由して、いろんな友達を紹介してもらったら、みんなね、こうクォーターだとか、あるいはもうすごい混血の子だとか、留学生のなかでも混血の子だとか、混血の子がすごく多かったんです。たとえば、日本人の混血だとか、アメリカ人のクォーターだとか、あるいは純粋に日本の子だけど、帰国子女だったとか。混血の子が多くて、そうすると、だんだん考え方がだいぶ変わりましたね。すごい通じるものがある。

大学時代の経験を通じて、「国籍だとか、そういう考え方がだいぶ変わりました」と語る。そして「大学時代、国籍は必要ないと思いました」と述べている。

3) 国籍なんていらない

では、彼女にとって国籍とはなんだったのか。彼女はあくまで便宜上のものにすぎないと語る。

そうですね、ある意味では便宜上のものかもしれないですね。あくまでも、この国籍をとって、でもまあ、国籍をとる理由があるわけじゃないですか。ここに住みたい、ここに住むならば、便利な方がいいから、国籍をとる。その国籍っていうのは、あくまでも便宜上のものでしょうね。だから、この国籍に執着しているか、していないか。たぶんしてないですね。もともと執着できないように生まれてきている。

国籍っていうのは、ある意味いらない。どこの場所に属する、どこで責任をとらなくてはいけないのかっていうためのものです。で、あなたの保護してくれる政府はどこなのか、場所はどこなのか、のために国籍があるだけで、もし、世界共通となれば、別にたぶんいらんないじゃないか。国がなくても、中国の中でも、同じ中国人どうしでも、争いはおこしてますよね。混血から考えると、あまりに小さいことだと思います。二重国籍については、もちろんあった方が絶対いいと思います。あたしがもてるなら、それは、その国に愛着があるわけではない。やっぱり便宜上の。

2.3 日本国籍を取得すること

1) 日本国籍取得は父親の発案

彼女が日本国籍を取得したのは1991年、19歳のころであった。父親が日本国籍を取得したいと提案し家族会議をおこなって決めたと語る。もともと父親は、いずれは韓国に帰りたいと願っていたらしい。しかしながら、一時帰国した際に日本の方が生活しやすいと判断し、日本国籍取得にふみきった。国籍取得の理由は「生活基盤を考えて」のことだといえる。彼女自身は必ずしも日本国籍を取得したいとは考えていなかったようである。

やっぱりね基盤が、生活の基盤がどこで、そこからその基盤を捨てて、出てくると大変だと思う。また父の年齢的な問題もあったと思う。もっと若ければ、じゃアメリカにでもって考えたかもしれません。でも父もその時40近かったんで、今から新たにあれするのも。で、私達の帰化も考えたのは、今考えると、自分達だけ帰化して、こどもは帰化しないとすると、こどもたちがいつか離れていっち

やう。たぶんその考えもあったと思うんですね。父の単独な判断ではなくて、一応家族会議があって、「まあ、帰化をしようと思うんだけど」ということで。妹はなにしろ、小さい時から「自分は日本人だ」って言い張ってたんですよ。彼女も私と同じように、小学校は中華学院に通って、彼女も韓国で生まれてるんですよ。中学校からは転校して、まったく、だいたい、ほとんど同じなんですね。彼女の場合はまた不思議で。「だっておねえちゃん考えてごらんよ。私達どこ行って住むの?」っていわれたんですよ。彼女の中では絶対日本だと。私の中では絶対に日本に住むとは、まだ思ってなかったんで。その違いだったと思いますよ。

2) 「帰化」制度とは

彼女は帰化制度に対し、その方針ははっきり「差別的だと思う」と述べる。しかしながら、それは「日本人」としては当然の権利ではないかと語る。日本の国籍をとった今、彼女自身は「国の方針としては、自分が日本の国民となって安心だ」と語る。

この人達が審査するわけですよ。その時に厳しい審査があって、また私達のまわりにそういう人たちができるわけじゃないですか。それを厳しく見てくれるっていうことは、ある意味でやっぱり、安心できるっていうか。ただ、外国人の立場から言えば、すごく不利ですよ。もちろんアメリカのように安易に受け入れたことによって、起こるトラブルはいっぱいある。

審査の内容については、もちろんいい気持ちはしなかったけど、ただ、私は日本の国民として、日本の国民が日本の政府を養っているわけですから、その日本の国民として政府を見た場合は、すごくしっかりしてみえると私は感じますね。だから、今、むしろ安易になっていることに関して、ある意味では、私はよくないと思います。その帰化に関してだけの話ですけど。日本が鎖国しろとか、そういう話ではなくて、もちろんもっといろいろな人たちの交流っていうのも、これから頻繁にならなきゃいけない。でも、たとえば帰化をする際にはやっぱり、以前のように厳しい目でみて、審査をして、日本の国民の中に入っても大丈夫だって人じゃないと、やっぱり、日本の国民は安心して、その政府を信じられない。

3) 「混血」の立場から見た帰化

日本国籍を取得する際の審査の厳しさ、また名前の変更などに関して、それなりに理解ができたのは、彼女が「混血」という立場であったからと考えられる。たとえば、在日コリアンの例と比較して次のように語る。

それは、わたしが最初から混血だったから。もともと祖国っていうのは、別れてるんですね。ただ在日の方っていうのは、ご両親とも韓国人。でまた、韓国の教育の歴史がありますよね。背景があってその、血統的なもの、自分がまざってなければ、やっぱりその、まざってないまんま、残したいわけですよ。なんかわからないけど、みんなそういますよね。でも、最初からまざって出てきた人間からすると、そういう問題はもう、祖国がどこっていうふうにいえない状態で生まれてきたんで、もっと、なんていうんだろ、国籍だとか、見方が違うんですよ。

基本的に混血でない人たちは、もっと慎重ですし、考え方がね。もともと、その根本が違う。父はその、名前を変える際に抵抗があったのは、多分それがあると思います。わたしも自分の名前は好きだったんですけど。たとえば、アメリカに住むのだったら、アメリカの発音にあった方がいいんじゃないかと〔同じように〕。

彼女の分析では「生まれもったものと、環境、考え方」の違いが国籍取得によくあらわれるという。たとえば、「中国の人の多くは便宜のため」に国籍を取得する。それゆえ、自分が日本人になったと思う人は少ないと語る。逆に韓国の人で「ルーツを大切にしている人」は、「国籍を捨てる」と感じ、「罪悪感を覚えるのではないかと述べる。中国人の多くは国籍を変更した後も、「多くはみな中国人っていうんですよ」と語っていた。

3 事例分析：国籍取得とナショナル・アイデンティティ

3.1 国家との契約

まず山森の語りで注目したいのは、国籍を「便宜上のもの」、いわば資格のようなものとしてとらえている点であろう。「ここに住むならば、便利な方がいいから、国籍をとる。その国籍っていうのは、あくまでも便宜上のものでしょうね」。そのため、世界でどこでも住んでいけるようなシステムが進めば、国籍はいらないと感じている。「国籍っていうのは、ある意味いらない。どこの場所に属する、どこで責任をとらなくてはいけないのかっていうためのものです」という語りにも、その点がよくあらわれているだろう。彼女にとって国籍とは国家との契約した結果えたものだといえる。そのため、ほかの国家と重複契約ができるならば、それも望んでいる。「二重国籍については、もちろんあった方が絶対いいと思います。あたしがもてるなら。それは、その国に愛着があるわけではない。やっぱり便宜上の」。

山森が「便宜上」といった言葉は、多かれ少なかれ皆考えていることなのかもしれない。

原理的に考えれば、後天的に国籍を取得するという事は、その国家と契約を結ぶという行為に他ならないからである。では近代的な国民国家と個人が契約することとは、どのような意味を持っているのか。ブルーベーカー (Brubaker) によると、個人と国家が契約しその国の国民もしくは構成員になる場合、規範となるのは次の6つの理念型で表すことが可能だと述べる。それは国家の構成員は①平等 (egalitarian) であること、②神聖 (sacred) であること、③国家と同時にネーションへの帰属 (nation-membership) すること、④民主主義 (政治) へ参加 (democratic) すること、⑤単一国籍の原則を厳守 (unique) すること、⑥社会福祉サービスの享受 (socially consequential) することである [Brubaker, 1990:379-407]⁶⁹。

さて、この規範は①「平等性」、④「民主主義」、⑥「福祉」プラス⑤「単一国籍」が抽象的な個人と国家との契約的側面 (包括的市民権の享受) に対し②「神聖性」、③「心理的帰属」がネーションとのつながりの強調 (ナショナル・アイデンティティの共有) に、区別することができる [伊藤, 1991:88]。日本国籍を取得することは、行政側にとって設定された「日本人」イメージに相応しい人物を選ぶことを意味していた。つまり上記の分類を参考にすれば、②「神聖性」や③「心理的帰属」といったものが①「平等性」、④「民主主義」、⑥「福祉」および⑤「単一国籍」と不可分な関係になっていたわけである。しかしながら事例であつかった、山森にとって国籍とは、むしろ包括的市民権の意味合いが強い。つまり国籍とは将来的な居住が保障されるための資格であり、そのために便宜上必要なものであった。彼女にとってはどの国家で責任をとって (義務を果たして)、そのかわりにどこで保護してもらうかが重要なのである。つまり彼女の側からすれば、①「平等性」、④「民主主義」、⑥「福祉」が重要なものであって、国籍取得と②「神聖性」、③「心理的帰属」とは別問題といえる。そのため、可能であれば複数の国家との契約も望んでいた (⑤の否定)。国籍取得レベルでの「日本人になること」は、民族やナショナル・アイデンティティとは切り離されたものだといえる。では、森山はいったいどの「ネーション」もしくはエスニック集団に自らを同一視しているのか、もしくはしてきたのだろうか。

3.2 アイデンティティの錯綜性

国籍を生活していく上で便宜上のものと考えようになったのは、大学時代に多くの「混血」の友人と出会ったことであつた。しかしながら、それ以上に国籍を便宜上のものと語る背景には、自分の出自が関係していると思われる。

「その国籍っていうのは、あくまでも便宜上のものでしょうね。だから、この国籍に執着しているか、していないか。たぶんしてないですね。もともと執着できないように生まれてきている」。もともと執着できないように生まれてきていると語る、彼女の出自を確認すると次のようになるだろう。まず中国人 (父親) と韓国 (朝鮮) 人 (母親) のもと、韓国で生まれた。当時の時代状況から、幼少の頃は中国人であることを隠し、朝鮮人として育つた。来日してから「中国人」として生活するために、中華学校に入学した。その後日本

の公立中学に転校する。そのときにあらためて、自分は「中国人」だと思ったが、「『中国人です、けど……』って後が続きそうなんです」と本人はいう。血筋、育った場所の文化、現在所属する国家など、様々なものが入り乱れて単純には「中国人」とはいえない状態にあった。そのため自己表現する時には「華僑」もしくは「華人」という言葉を使用するようになっていったといえる。ただし「華僑」という言葉は、実は何も説明していないことと同じであり、むしろ他者が納得するための「便利な言葉」ととらえているようである。彼女の言葉では「混血」といった言葉が自分自身を表現する言葉であった。

このような複雑な背景を考えれば、彼女自身は特定の国家もしくはネーションに自己を同一視することに対し違和感を覚えているのがよくわかる。「祖国がどこっていうふうにいえない状態で生まれてきたんで、もっと、なんていうんだろ、国籍だとか、見方が違うんですよね」。彼女の自己呈示を、語りを参考にまとめてみると表1「アイデンティティの錯綜性」⁶⁾のようになるだろう。表をみるとわかるように、彼女が国籍を取得して「日本人」だと自己表明するのは、行政に対してのみになるだろう。また台湾に関しても、国籍上のつながりにすぎなかったようである。彼女の語りの中で「日本国民」としての立場にたった語りはあったが、「台湾人」として発言を聞くことはなかった。

行政、もしくは対国家という関係以外では、みずからを「中国人」や「華僑」「華人」として提示する。また注意したいのは、「韓国人」という表明が来日してからなくなっていることである。これは語りに出ていたように、父親から「おまえたちは中国人だから、……」と言われたことに起因しているのかもしれない。実際は、父親が中国人と韓国人のダブルであるのなら、彼女はより韓国人として血を引いていると考えられる。これは中国や、韓国の国籍制度を詳しくみていかなければならないのだが、両国が「父系優先血統主義」をとっているからだと思われる。つまり父親の国籍がネーションを表していると考えられる。彼女自身の中では、韓国人としての意識は「混血」という言葉で表明されているようである。

表1 アイデンティティの錯綜性

	対 他 的				対 自 的
	行 政	近 所	友 人	家 族	
幼 少 時 代	中国 (台湾)	韓国人	中国人	韓国・中国人	中国人・韓国人
小 学 校 時 代	中国 (台湾)	中国人	中国人	中国人	中国人
中 学 校 時 代	中国 (台湾)	中国人	中国人	中国人	中国人
帰 化 時	日本	中国人	華僑 (人)	中国人	中国人・華人
大 学 時 代	日本	中国人	華僑・華人	中国人	華人 (混血)
現 在	日本	中国人	華人	中国人	華人 (混血)

結論

近代的な帰化制度の背景にはネーションというものが暗黙のうちに想定されている。つまり帰化制度とは、国家の持つナショナル・イメージにアイデンティファイできる人間を選択する制度である。国家側からすれば、国籍を取得する人は国民として「自然化 (naturalize)」できるかを問題にしているのである。例えば、日本の帰化制度においては「日本語ができること」、「日本名を使用すること」、「家族申請すること」、「5年以上日本に住んでいること」などの形式的な規準がある。そしてこれらの規準の正当性は「日本人であるならば、日本で生活するならばこれくらいは……」といった暗黙の了解なのである。

さて本稿が問題としてきたのは、これまで制度運用の正当性の根拠として設定してきたナショナル・イメージと、現実的に国家の構成員になる人のおけるズレであった。日本の状況にそくしていえば、制度の背景に設定される「日本人」イメージと、現実に国籍を取得している人のあるズレの問題といえる。そして国籍を取得した人の間でも、時代状況により「日本人」イメージが変容していることから、そこにも近年国籍を取得した人との間にズレが生じている。ではこのズレはいかなるものであったのか、結論としてまとめておくことにする。

まず制度を運用する側としては、当然自分たちのイメージする「日本人」にアイデンティファイすべきだと考えており、そこに同一化するのが国民（国籍保持者）であった。しかしながら実際は、制度を運用する側の「日本人」イメージにアイデンティファイしているとはいえなかった。事例でみてきたように現実的には複数のネーションもしくはエスニシティにアイデンティファイしているのである。さらに、戦後帰化制度が運用されはじめた頃は、日本国籍を取得することは民族性を棄てることであったが、現在は国籍取得と民族的なアイデンティティは別と捉えられている。つまり制度で求められる「日本人」イメージと実際の国籍取得者の考えるそれとは、ズレが生じているのである。そして1990年以前に国籍を取得する側が考えていた人の認識と、近年の国籍取得者の間にも、同じようなズレ生じているといえよう。

これらのことから本稿の主張を整理するとつぎのようになるだろう。戦後日本の帰化制度の背景には単一民族神話を根拠にした「日本人」イメージが存在していた。これは制度を運営する側だけでなく、国籍を取得しようとする側も長く共有していた認識であった。しかしながらこの認識は、近年の国籍取得者の間で徐々に崩れてきている。特に華僑を中心とする新来外国人、そして在日コリアンの若者世代では民族意識と国籍を別の次元で捉えている可能性が高い。本稿で見てきた事例はある特殊なものであるが、同時に「アイデンティティの錯綜性」という次元では、多くの人に多かれ少なかれ共通する認識だと考えられる。それゆえ現行の帰化制度も現状に対応していくことが必要であろう。最後に2点

ほど提言をおこなえばつぎのようになるだろう。

まず国籍取得とは国家との契約において行われるものであるが、ネーションへの「忠誠心」や「心理的帰属」といったものとは別のものである。この点は実は時代を問わず、国籍を取得する人全般にいえることなのかもしれない。以前おこなった調査⁷⁾でも国籍取得の理由は、「子供のため」や「権利のため」といった回答が多かった。つまり生活の便宜上、国籍を取得せざるをえなかったということが多いと考えられる。もちろん自分は「日本人」として生きてきたのだから、国籍とエスニック・アイデンティティを一致させるために日本国籍を取得するというケースもあるだろう。しかし今後の傾向として、ますますボーダレス化が進む社会において国籍は「包括的市民権」の役割が強く、エスニック・アイデンティティとは切り離されたものになっているだろう。実際、近年の帰化事件の処理に関して聞いてみると、事務的になっていると聞く。現在の帰化制度は最終的には法務大臣の裁量によって決められているが、ある程度日本に在住した場合や、日本で生まれて育った場合など許可制度に移行することも可能ではないだろうか。

次により根本的な問題であるが、設定される「日本人」イメージをもはや、国籍を渡す側（の建前）と渡される側で共有していない。それが本稿で提示した「アイデンティティの錯綜性」の意味である。最初に見てきたように、民族団体において日本国籍を取得することは、民族的に日本人と同化することを前提としていた。しかしながらそういったアイデンティティの核となるような民族性をあらかじめ持っていない人が存在する。これらのことを突き詰めていけば、今後「日本人」というネーションは多様な民族の混合体によってイメージされるものになるかもしれない。つまり、アイヌ系日本人、沖縄系日本人、コリア系日本人といった呼び方が定着していく可能性がある。「日本人」というナショナル・イメージをより幅広いものとしてとらえ、制度の規準にしていくことでより現実に適合したものとなっていくだろう。

〈注〉

- (1) 近年の傾向として、1990年代に入り、特別永住者への地方選挙権問題が注目を集めると、その代替案として簡易帰化制度が注目を集めるようになったのは記憶に新しい。例えば、2000年の国会では「帰化制度」に関する意見がかわされ、翌年の4月には「特別永住者等の国籍取得の特例に関する法案要綱案（仮称）」（簡易帰化制度）が提出されることとなった。これに対し、在日コリアンの多くは、地方選挙権法案をつぶす目的のものとして反対の立場をとっていた。しかしながら、一部では地方選挙権とは切り離した問題として、「権利としての国籍」を求める運動が開始された。それが2003年11月に発足した「在日コリアンの日本国籍取得権確立協議会」である。
- (2) 近年の帰化制度に関する研究としては以下のものが代表的であろう。まず、法社会学的な視点から、欧米の制度との比較や市民権との関係を分析した近藤の一連の研究〔近藤、1996a、1996b、2001〕や、国籍制度のイデオロギー的側面を「血統主義」との結びつきから分析した研究〔柏崎、

- 2002] などがあげられる。そのほかにも、在日の多様化するアイデンティティを背景に「帰化」制度を問いなおしている李洙任の一連の研究 [2001a, 2001b] がある。これに対し、より日本国籍取得者の実態を明らかにする研究としては、質問票調査 [佐々木・駒井, 2001; 浅川, 2003] やコリアン系日本人への聞き取り調査 [佐々木, 2002] が指摘できる。
- (3) 山森由紀子に関しては2002年2月8日、横浜中華街にある彼女の職場で3時間ほどの聞き取りをおこなった。
- (4) 本稿では通例に従い、居住地の国籍を取得していない場合は「華僑」、取得している場合は「華人」と呼ぶことにしている。
- (5) それぞれを日本の文脈に置き換えていえば、①は基本的人権の保障、④は参政権、⑥は社会権、⑤はそれらが付与される前提としての「日本国民」としての地位の保証になるだろう。②は日本という国家のために犠牲になれるかということであり、③は文化的な日本人という共同体に同化できるかということになるだろう。ちなみにブルベーカーによれば、この規範はマーシャル [Mahrschall & Bottmore, 1992] の分類を参考にしており、①は「市民的権利」、④は「政治的権利」、⑥は「社会的権利」に対応していると述べている。
- (6) ただし、ここでいうアイデンティティとは「自らをあるネーション、もしくはエスニック集団に自らを同一視すること」という限定された意味で使用している。また、誤解のないように述べておくが、こうして表にしてしまうとそれぞれうまく使い分けているように見えるが、彼女自身が意図的に行っているわけではない。つまりこうした表は聞き手である著者が「錯綜性」としてまとめたものであり、本人からすれば別にアイデンティティが「錯綜」しているわけではない。それでもこういった表を使用しているのは、彼女の存在をよりあるがままに理解しようとした時、できるだけ1つのカテゴリーに分類しないためである。例えば〇〇系日本人やダブルといったような表現は、ある特定のアイデンティティをわかり易いかたちで表現するために使用されている。しかし本人からすれば、生きてきた過程で自己の認識が変化しているのは当然であるし、また相手によって使い分けしているのも事実である。そのため、より現実のイメージを残した上で、認識論的に表現したものとして提示している。
- (7) 注の(2)において指摘した質問票調査 [駒井・佐々木, 2001] の結果では、「子供のため」と回答した人は全体の約38%で、「権利のため」と回答した人は約19%であった。

〈文献〉

- 浅川晃弘、1993、『在日外国人と帰化制度』新幹社。
- Brubaker, W. R., 1990, "Immigration, Citizenship, and the Nation-State in France and Germany: A Comparative Historical Analysis," *International Sociology*, 5: 397-407.
- 稲葉威雄、1975、「帰化と戸籍上の処理」『民事月報』30(9):10-21。
- 伊藤るり、1991、「〈新しい市民権〉と市民社会の変容」宮島喬・梶田孝道編『統合と分裂のヨーロッパ』85-103、有信堂高文社。

- 柏崎千佳子、2002、「国籍のあり方」駒井洋監修・近藤敦編『外国人の法的地位と人権擁護』（講座
グローバル化する日本と移民問題 第2巻）194-223、明石書店。
- 金英達、1990、『在日朝鮮人の帰化』明石書店。
- 駒井洋・佐々木てる編、2001、『日本国籍取得者の研究』筑波大学社会学研究室。
- 近藤敦、1996a、『「外国人」の参政権』明石書店。
- 、1996b、『外国人参政権と国籍』明石書店。
- 、2001、『外国人の人権と市民権』明石書店。
- Marschall, T. H. and T. Bottmore, 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. = 1993、岩崎信彦・
中村健吾訳『シティズンシップと社会階級』法律文化社。
- 民族名をとりもどす会編、1990、『民族名をとりもどした日本籍朝鮮人 ウリ・イルム』明石書店。
- 李洙任、2001a、「帰化行政に見られる日本政府の韓国・朝鮮人処遇対策」戸上宗賢編著『交錯する
国家・民族・宗教』17-43、不二出版。
- 、2001b、「在日韓国・朝鮮人の新しいありかたと日本政府の韓国・朝鮮人処遇」『移民研究年
報』7:135-144。
- 朴一、1999、『〈在日〉という生き方』講談社。
- 佐々木てる、2003、「国籍とナショナル・アイデンティティ—コリア系日本人の事例から」『移民研
究年報』9:113-133。
- 、2004、「ネイションと国籍制度」『社会学ジャーナル』29:219-232。
- 鄭大均、2001、『在日韓国人の終焉』文春文庫。
- 山村政明、1975、『いのち燃えつきるとも』大和書房。
- 在日朝鮮人社会・教育研究所編、1989、『帰化』晩聲社。

(ささき てる／筑波大学)

〔参考文献〕

- 佐々木 2001 『在日韓国人と帰化制度』新華社
- Brubaker, W. R. 1990. "Immigration, Citizenship, and the Nation-State in France and Germany: A
Comparative Historical Analysis," *International Sociology*, 5: 387-407.
- 歸化と帰化の処理 1975 『民事月報』30(9):10-21.
- 「帰化」市民権と市民社会の発展 1991 『市民権と市民社会の発展』高橋 隆彦・高橋 隆彦編、岩波書店、1991年、85-103頁、岩波書店。

Naturalization Politics and National Image in Japan after World War: A Case Study of the Life Story of a Naturalized Chinese

SASAKI Teru

University of Tsukuba

After World War II, the Japanese government has thought that naturalization is not only a change in legal status, but also a change in political and cultural identity, that is, a social transubstantiation (=national identity). Moreover, almost all those who naturalized twenty years ago thought the same. But nowadays, that idea is being changed by the young generation.

In this essay, I introduce the life story of one Chinese who naturalized in Japan (so-called 'Kajin'). She has an identity as a Japanese, and also maintains an ethnic identity as Chinese. Through this case, I advocate that for people who naturalize in Japan, legal naturalization is beginning to separate from their national identity. Thus, the government may have to change its image of 'becoming Japanese', and also of 'being Japanese'.